

富士登山駅伝競走大会番組制作及び 放送業務委託仕様書

1 業務名

富士登山駅伝競走大会（以下、大会とする。）番組制作及び放送業務

2 目的

令和7年2月に市制70周年を迎える御殿場市の名物イベントを、テレビ放送することで魅力を広く知ってもらい、大会の認知度向上、盛り上げ、参加者の満足度向上、シビックプライド醸成を目的とします。

また、富士山など御殿場の魅力を伝えて、観光誘客などにつなげることを目的とします。

3 履行場所

御殿場市陸上競技場、富士山 外

4 契約期間

契約日翌日～令和6年9月30日

5 受託者の資格要件

(1) 直近3年間において、以下のいずれかの要件を満たすこと。

ア テレビ局（地上波、BS、CS及び有線テレビ局のいずれでも可）の駅伝番組又はマラソン番組を自社で制作したことがあること。

イ テレビ局（地上波、BS、CS及び有線テレビ局のいずれでも可）の駅伝番組又はマラソン番組の制作について、テレビ局等と映像及び音声の収録業務を含めた委託契約を締結し、業務を受託したことがあること。

ウ 本大会番組の制作・放送等の業務を受託したことがあること。

(2) 静岡県内に本社又は契約締結等に係る権限を委任された代理人が置かれた営業所を有していること。

6 業務内容

(1) 制作

ア 番組概要 大会や富士山および御殿場市の魅力を、取材VTRにより紹介。

イ 番組構成 発注者と受注者の双方が提案、字コンテ（撮影用台本）などを用いて動画の構成を作成し、発注者が決定する。制作に当たっては、発注者の意向を十分に反映させて行うこと。

ウ 撮影

(ア) 企画構成に基づき、動画の作成に必要な映像の撮影を行うこと。このとき、撮影に係る肖像権・著作権処理は委託業務に含むものとする。また、撮影に際し、使用料、出演料、交通費、謝礼等の費用が発生する場合は、受注者の負担とする。

(イ) 撮影箇所は、次の場所をもとに発注者と協議して決定する。

市陸上競技場（スタート・ゴール）、太郎坊、大砂走り（2合8勺）

山頂付近、山頂、新橋浅間神社、マウントフジトレイルステーション、御殿場駅前

(ウ) 必要に応じ、既存の映像・画像等の収集をする。

エ 出演者 必要に応じてゲストを迎える場合がある。出演者は、受注者が提

案し、発注者が確認・了承した者とする。なお、番組出演の状況から出演者として相応しくないと発注者が判断した場合は、交代を求めることがある。

オ ロケーション撮影 撮影クルーによるロケーションを1回以上実施すること。

カ 画像の提供 発注者が番組広報に使用するための画像を、原則として放送日の4日前（土日・祝日を含む。）までに発注者に5枚程度提出すること。

キ CM

（ア）番宣CM 番組の事前広報のため、地上波とBSでそれぞれ30本以上の番宣CMを放送する。なお、当該CM制作は本委託事業に含まれるものとする。

（イ）番組内CM 番組内のCMで市（玉穂報徳会や中畑愛郷会の施設含む）をPRするため、既存素材をCM用に編集し放送すること。

ク 成果品 放送後速やかに、タイトル等を印字したDVD4枚、フルHD画質以上の動画データを発注者に納品すること。受注者において映像や画像、音楽等に関する著作権処理を済ませたもので、所有権は全て発注者に帰属するものとする。

本業務完了後、受注者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、発注者の指示に基づき、受注者の負担と責任において速やかに修正等を行うものとする。なお、修正した場合は、前号に記載する全成果品の差替えを行うこととする。

ケ 視聴率等 受注者は、視聴率調査を行い、調査後、速やかにその結果を発注者へ報告すること。また、番組へのハガキ、メール情報など番組の効果を示すデータについて、報告すること。

（2）放送

ア 地上波

（ア）放送局 静岡県全域を放送対象エリアとする地上波テレビ局

（イ）放送日時 大会実施後2～3週間後 概ね30分番組

イ BS

（ア）放送局 全国を放送対象エリアとする国内テレビ局

（イ）放送日時 大会実施後2～3週間後 概ね30分番組

※具体的な放送日については、発注者と受注者との協議により決定する。

7 業務管理

受注者は、本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、あらかじめ作業計画書および工程表を発注者に提出し、全工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握や発注者への状況報告等）を徹底すること。

また、本業務に携わるスタッフの作業分担と作業量を適切に把握、管理し、計画の遅れが生じるなど、課題や問題が発生した場合は速やかに原因を調査し、体制の見直しを含む対応策を提示し、発注者の承認を得たうえで、適切に対応すること。

8 留意事項

（1）成果品に対して、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の責任で当該問題を処理し解決することとし、また、当該問題によって発注者に損害

- が生じた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 発注者は、本業務で納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネットや放送番組等のあらゆる媒体で公表、公開、配布又は放送等することができることとする。
 - (3) 受注者は、安全に常に配慮するとともに、業務に関連する事故が発生した場合、直ちにその報告と対応措置などを発注者に報告し、措置後の詳細な経過および結果報告を文書で行うこと。
 - (4) 電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフト等により検査したうえで納品すること。納品データがウイルスに感染していることで、発注者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受注者の責任と負担により、原状回復およびその他賠償等について対応するものとする。
 - (5) 本仕様書について、疑義が生じたときや定めのない事項又は細部の業務内容を決定する場合は、発注者と受注者で協議の上進める。

9 契約に関する条件

(1) 再委託等について

受注者は、本業務の全部もしくは一部の処理を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、一部委託についてあらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

(2) 業務完了報告

業務完了の際には、速やかに業務完了報告書を提出し、承認を受けることとし、合格と認められないときは、発注者の指定する期日までに補正を行うこと。また、その場合の費用については、受注者の負担とする。

(3) 業務の履行に関する措置

ア 発注者は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対してその理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを要求する場合がある。

イ 受注者は上記要求があったときは、当該要求に係る事項について決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に発注者に書面で提出しなければならない。

(4) 権利の帰属等

ア 本業務により制作された成果物の著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は全て発注者に帰属する。

イ 受注者は、発注者の承諾なしに本業務により制作した成果物および資料を他に流用することはできない。

ウ 受注者は、著作権人格法（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

エ 本業務により制作された成果物に関し、商標登録又は意匠登録を必要とするときは、発注者が出願者となって費用を負担し、登録する。

(5) 秘密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示および漏えいについて、善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持すること。また、契約終了後も同様とする。

(6) 関係法令の遵守

受注者は本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。万が一問題が発生した場合は、受注者が責任をもって対応すること。

10 問合せ先

〒412-0042 静岡県御殿場市萩原 483 番地

産業スポーツ部 スポーツ交流課 担当：東（ひがし）

電話：0550-82-4135

Fax：0550-82-4230

E-mail：sports@city.gotemba.lg.jp